

2021年2月10日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

チャイナ・フロンティアオープン 繰上償還（信託終了）（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「チャイナ・フロンティアオープン」につきまして、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで繰上償還（信託終了）を行うため、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、異議申立の受付を実施することをお知らせします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対してご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

敬具

① 繰上償還（信託終了）の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が5億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

ご参考（2020年12月30日現在）

純資産総額 約3.0億円、基準価額 28,613円（1万口当たり）、設定来累計分配金 8,531円（1万口当たり、税引前）

② 繰上償還（信託終了）の予定日

2021年4月23日

<目次>

1. お手続きについて	……………	2ページ	をご参照ください
2. ご留意いただきたい事項	……………	2ページ	をご参照ください
3. 繰上償還（信託終了）の決定方法	……………	3ページ	をご参照ください
4. 買取請求について	……………	3ページ	をご参照ください
5. 今後のスケジュール	……………	4ページ	をご参照ください
6. お問い合わせ先	……………	4ページ	をご参照ください
7. よくあるご質問	……………	5ページ	をご参照ください



1. お手続きについて

- 繰上償還（信託終了）に関して反対される（ご異議がある）受益者の方は、このお知らせと同時に送付しております書面（異議申立書面）に必要な事項をご記入の上、同封の返信用封筒で弊社にご郵送ください。
賛成（ご異議がない）される場合はお手続きは不要です。

- 異議申立書面にご記入いただく内容は以下です。

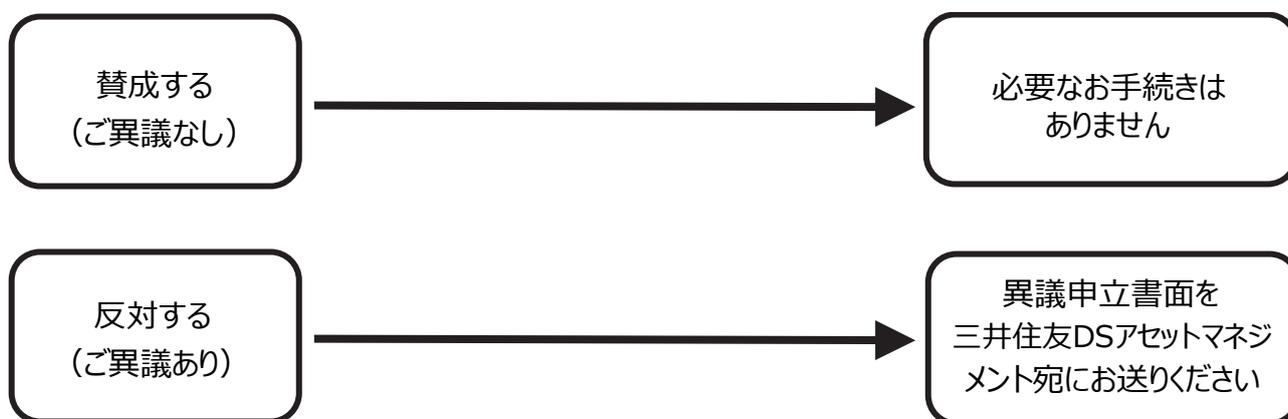
① 住所	④ ファンド名
② 氏名	⑤ 販売会社名、 取扱店名、口座番号※
③ 電話番号 （日中連絡先）	⑥ 繰上償還（信託終了） について反対する旨

※当ファンドに関し、複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

- 異議申立受付期間（2021年2月10日から2021年3月16日まで）に、以下の宛先にご送付ください。

- 宛先（同封の返信用封筒をそのままご使用ください）
〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
商品管理部 宛

- 異議申立書面は2021年3月16日までに弊社に到着した分までを有効とさせていただきます。

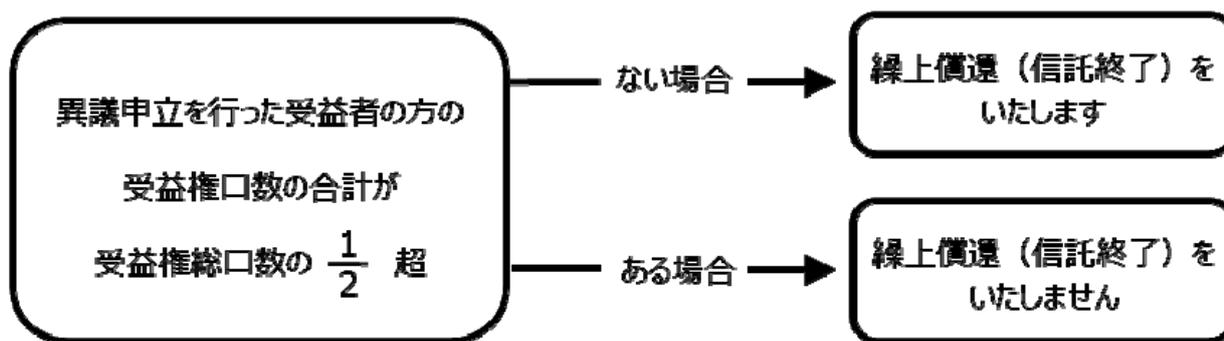


2. ご留意いただきたい事項

- 異議申立書面の記入内容に不備等がありますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 異議申立をされた受益者の方の保有する受益権口数については、販売会社に対し弊社より問い合わせ、確認させていただきます。
- 個人情報取得の目的等
異議申立書面にて知りえた受益者の皆さまの個人情報は、異議申立手続きに関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的では使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で販売会社および受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

3. 繰上償還（信託終了）の決定方法

- 2021年3月17日に、皆さまから送付いただいた異議申立書面を基に異議申立の口数を集計し、繰上償還（信託終了）を実施するか否かを判定します。
- 異議申立を行った受益者の方の受益権口数の合計が、2021年2月10日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2021年4月23日に繰上償還（信託終了）をいたします。
- 異議申立を行った受益者の方の受益権口数の合計が、2021年2月10日現在の受益権総口数の2分の1を超える場合、繰上償還（信託終了）をいたしません。その場合、繰上償還（信託終了）を行わない旨およびその理由を公告し、また速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。
- 繰上償還（信託終了）の実施が決定された場合または不成立となった場合のいずれの場合でも、2021年3月17日に弊社ホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に結果を掲載します。
また、次ページ「6. お問い合わせ先」に記載の弊社コールセンターにおいてもご確認いただけます。



4. 買取請求について

- 繰上償還（信託終了）が行われることとなった場合、異議申立を行った受益者の方は、これまで通り販売会社にご換金をお申込みいただくほか、弊社より別途ご案内する方法により受託銀行に対し、ご自身の受益権を信託財産をもって買い取るよう請求することができます。
- 買取請求をされる場合、諸手続きが必要となるため、買取代金のお受取りまでに通常の販売会社でのご換金よりも日数を要する可能性があります。
- 上記のほか、税務資料作成のため、受託銀行宛てにマイナンバーおよび本人確認書類をお送りいただく必要があります。
- 買取価額は、受益者の方から買取請求の必要書類を受託銀行が受領した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。
(受託銀行より買取代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。)
- ※ 買取請求手続きは、繰上償還（信託終了）に対して異議申立を行った受益者の方が対象となります。
- ※ 異議申立を行った受益者の方が必ず買取請求をしなければならないものではありません。
- ※ 買取請求をされる場合は、通常の販売会社でのご換金に比べて費用がかかり、またお手数をおかけすることになりますのでご留意ください。

5. 今後のスケジュール

①	公告日（電子公告）	2021年2月10日
②	異議申立書面の受付期間	2021年2月10日から2021年3月16日まで
③	繰上償還（信託終了）の可否決定日	2021年3月17日

<以降は繰上償還（信託終了）が決定された場合>

④	買取請求期間	2021年3月31日から2021年4月19日まで （買取請求手続きは、繰上償還（信託終了）に対して異議申立を行った受益者の方が対象となります。）
⑤	申込（購入・換金）受付最終日	2021年4月21日 （販売会社によっては、申込受付最終日より前に購入受付を中止する場合があります。）
⑥	償還日（信託終了日）	2021年4月23日

6. お問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

なお、受益者の皆さまのお取引情報につきましては、運用会社である弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）では保有しておりません。売買に関するご相談、口座の残高等のお取引情報に関しましては、販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

7. よくあるご質問

Q1. 何か手続きが必要ですか？

A1. 当ファンドの繰上償還（信託終了）に反対される（ご異議がある）受益者の方は、異議申立をもってその旨を申し立てることができます。異議申立の手続きは、Q2の「反対する場合はどのように行えばよいのですか？」をご参照ください。

当ファンドの繰上償還（信託終了）に対して賛成（ご異議がない）の場合は、特に必要な手続きはありません。

Q2. 反対する場合はどのように行えばよいのですか？

A2. 同封の異議申立書面に必要事項をご記入の上、返信用封筒で弊社宛てにご郵送ください。2021年3月16日までに弊社に到着した分までを有効とさせていただきます。

Q3. 購入時の基準価額で引き取ってもらえますか？

A3. これまでの運用の結果として生じた利益および損失は受益者の皆さまに帰属いたします。そのため、購入時の基準価額で引き取ることは行っておりません。

Q4. 償還までに換金することは可能ですか？

A4. 繰上償還（信託終了）に対し異議申立を行ったか否かにかかわらず、販売会社において、これまで通りご換金いただけます。繰上償還（信託終了）を実施することとなった場合、換金受付の最終日は2021年4月21日です。

なお、繰上償還（信託終了）までファンドを保有いただく場合には、換金の手続きは不要です。

Q5. 繰上償還（信託終了）の実施が決定された際の換金方法を教えてください。

A5. これまで通り販売会社にお申し込みいただくか、買取請求手続きを取っていただくかの2つの方法があります。ただし、買取請求手続きは、繰上償還（信託終了）に対して異議申立を行った受益者の方が対象となります。

※異議申立を行った受益者の方が必ず買取請求をしなければならぬものではありません。

Q6. 繰上償還（信託終了）の実施が決定された場合、ファンドの運用はどうなりますか？

A6. 繰上償還（信託終了）の実施が決定した場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しません。

Q7. 換金せずに償還日を迎えた場合、どうなりますか？

A7. ご換金されずに償還日を迎えた場合、受益者の皆さまの保有口数に償還日の基準価額を乗じた金額を償還金としてお支払いいたします。

Q8. 償還金はいつから受け取れますか？

A8. 償還金のお支払いは、販売会社より、原則として償還日から起算して5営業日目までに行われます。

販売会社によってお支払日は異なりますので、お支払日や受益者の皆さまの口座に関する詳細な情報につきましては当ファンドを購入された販売会社にてご確認ください。

年 月 日

異議申立書面

<ファンド名：チャイナ・フロンティアオープン>

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 行

私は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社が 2021 年 4 月 23 日に予定している「チャイナ・フロンティアオープン」の繰上償還に関して、異議申立を行います。なお、本件異議申立に関する情報につきましては、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と販売会社が本件異議申立の手続きに必要な情報を共有することに同意します。

記

1. 異議申立者名および販売会社名等

住所	〒
氏名	(ふりがな)
電話番号（日中連絡先）	
ファンド名	チャイナ・フロンティアオープン
販売会社名 ^(注1)	
取引店名 ^(注1)	
口座番号 ^(注1)	

(注1) 当ファンドに関し、複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。

(注2) 必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

弊社が取得するご異議を申し立てられた受益者の方に関する個人情報（異議申立書面等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権の合計保有口数の確認等、異議申立手続きの事務処理に必要な範囲でのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で販売会社および受託銀行（再信託受託銀行を含みます。）と共有いたしますので、ご了承ください。

(注3) 上記の 1 のすべてについてご記入ください。上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立を受け付けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

2. 繰上償還について反対する旨

--

賛成いただける場合は、本異議申立書面をお送りいただく必要はありません。

以上